

条例等検討分科会 具体的検討項目(平成 28 年 11 月 11 日協議)

1 協議済の事項

- (1) 会派のあり方
申し合わせどおり運用するということが確認されました。
- (2) 議決事件の拡大
現行どおりで確認されました。
- (3) 議会の通年制
現行のまま運用されることが確認されました。
- (4) 政務活動費(視察研修報告書提出のルール)の見直し
視察研修報告書提出のルールについて2週間で運用するということが確認されました。
- (5) 災害時における議会の対応
「伊勢市議会大規模災害対応基本方針」について、各派代表者会議で議論し、平成 28 年 6 月 27 日に制定されているため、意見なく、内容が確認されました。
- (6) 質疑・一般質問の発言通告の在り方、本会議、委員会・協議会における一問一答制
質問内容について、当局との調整はできるだけ行わず、対応していくことが確認されました。
- (7) 施策に対するチェック機能の強化
当局が提出してくる議案について、質疑を行い充実したやり取りを行うということが確認されました。

2 今後検討が必要な事項

- (1) 事務局体制の強化・充実
意見は出ましたが、結論には至らず、調査・研究をしていくということが確認されました。
- (2) 予算・決算審査のあり方
平成 29 年 9 月議会の決算審査は分科会方式を採用し、改選後については、改めて議論するということが確認されました。
- (3) 政策立案
会長より、政策立案が行われている先進地のような仕組みづくりについて、今後、研究していきたいという発言があり、そのとおり確認されました。

(4) 議長任期

今回は1年ということで確認し、次回の選挙後に改めて議論を願うという形になりました。

(5) 管外行政視察の抜本的な見直し（視察の予算について）

今回は70,000円ということで確認され、70,000円を超える視察については、補正を組む等の幅を持って対応し、それについては、今後研究していくということが確認されました。

(6) 「(仮称)伊勢市議会議決すべき事件に関する条例」を制定に向けて取組んでいくことが確認されました。(議会基本条例案の逐条解説より)